

東京都青少年問題協議会条例の一部を改正する条例（案）

東京都青少年問題協議会条例（昭和二十八年東京都条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三十五人」を「四十一人」に改め、同条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 青少年 六人

第三条中「前条第二号」を「前条第三項第二号及び第三号」に、「但し」を「ただし」に、「さまたげない」を「妨げない」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

（提案理由）

東京都青少年問題協議会に当事者の意見を反映させるため、青少年の委員を加える必要がある。